



や たばこを止めたいあなたへ

深浦町では禁煙外来治療費
の助成を行っています

対象者	医療機関の禁煙外来において禁煙治療を完了した方 ※禁煙外来治療の開始前に町に届出をする必要があります。 ※登録申請及び助成金請求時、町に住所がある満20歳以上の方。 ※町の禁煙外来治療の助成を受けたことがない方。
助成対象	禁煙治療に要した経費（保険適用外も対象） ※ただし、初診日から6か月以内に受診した経費に限ります
助成額	禁煙治療に要した経費のうち、自己負担額の1/2に相当する額（上限3万円） ※ただし、算出した額に100円未満の端数が生じるときは切り捨てます
医療機関	禁煙治療を行っている医療機関であればどこでも可 （県内外問わず）

禁煙治療をする医療機関が決まっていない方は下記にご相談ください。

深浦町 健康推進課

住所：深浦町大字広戸字家野上104-1

電話：82-0288

禁煙外来治療費助成の流れ

事前届出



禁煙外来での治療開始



禁煙外来での治療終了

※治療を完了できなかった場合は助成の対象になりません。



交付申請

治療終了後3か月以内に交付申請を行ってください。



助成金の交付

禁煙外来治療費について

・禁煙外来治療費は、処方薬の種類によって差はありますが、8～12週間の期間で12,000円から20,000円ほどです。保険適用外だと64,000円ほどの自己負担があります。

・禁煙外来治療費の助成を受けることによって最大30,000円の助成金を受けることができ、治療費の負担が少なく禁煙にチャレンジすることができます。

※禁煙外来治療費は治療内容によって異なります。詳しくは医療機関にお問合せください。

【助成金の請求に必要なもの】

- ・禁煙外来治療費助成金交付申請書
- ・禁煙外来治療完了証明書（医療機関で治療完了を記載済みのもの）
- ・禁煙外来医療費、薬剤費の領収書及び明細書（原本）
- ・振込先の通帳もしくはキャッシュカードの写し・印鑑

【問合せ・登録申請等の窓口】

深浦町 健康推進課

住所：深浦町大字広戸字家野上104-1

電話：82-0288

